平成２４年（フ）第３０号
山形県酒田市船場町２丁目３番35号
破産者　酒田魚類株式会社
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第８１７号
神奈川県座間市相武台４丁目4847番地の２有山マンションＡ―202号
破産者　佐藤裕美子
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３３２号
横浜市中区不老町１丁目４番地の４丸萬ビル301
破産者　横浜情報設計株式会社
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３７０号
横浜市金沢区六浦東３丁目26番24号
破産者　有限会社飯塚板金
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７６９号
横浜市保土ケ谷区今井町902番地14
破産者　有限会社Ｄｏｕｂｌｅ
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５３４号
横浜市西区平沼１丁目40番11号
破産者　株式会社ハイシステム
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５１７号
岐阜県関市栄町４丁目４番３号、開始決定時の住所岐阜県郡上市八幡町初納2000番地
破産者　髙垣　正次
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第６４１号
静岡県藤枝市弥左衛門510番地の１
破産者　株式会社山建
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４９号
静岡県藤枝市北方578番地の２
破産者　株式会社グリーンシステム
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１５号
静岡県富士宮市大中里1547番地７、前住所京都府京都市南区吉祥院三ノ宮町31番地　501号室
破産者　佐野　幸枝（旧姓相原・小瀬川）
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１１号
愛知県豊橋市高師本郷町字榎１番地の57
破産者　有限会社山内塗装店
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第３８号
愛媛県松山市南吉田町953番地３
破産者　株式会社あいる
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０号
福岡県飯塚市潤野1014番地の７
破産者　ふみなタクシー株式会社
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第１２１号
福岡県飯塚市太郎丸771番地の４
破産者　株式会社上田組
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第７４７号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼1776番地の２
破産者　株式会社熊本ネジ工業
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３８７号
大分市大字佐賀関1380番地の２
破産者　株式会社木村組
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１５号
栃木県栃木市都賀町合戦場171番地　小平アパート、従前の住所栃木県下都賀郡岩舟町大字下津原204番地６
破産者　舘野　英二
1　決定年月日　平成25年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第１４３７号
福岡市東区原田４丁目16番36―102号
破産者　島津　良成
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４８１号
札幌市清田区真栄４条２丁目20番10―608号、開始決定時の住所札幌市清田区清田７条４丁目５番６号
破産者　近藤きよみ
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５２８号
埼玉県草加市弁天６丁目１番13―201号、旧住所埼玉県越谷市花田１丁目33番地29
破産者　上村　敏男
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６９３号
埼玉県春日部市樋籠425番地２
破産者　菊地　　勝
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係